

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内電源設備6.9kV配電盤(1S-6)の予備変電所受電電圧指示計に指示値不良が認められたため、当該電圧指示計を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ(B)軸受監視用モニタの点検において、指示精度外れが認められたため、当該モニタを修理	GⅢ	
3	2号機	主発電機固定子冷却系ガス差圧指示計の点検において、指針のスティック及び指示精度外れが認められたため、当該差圧指示計を交換	GⅢ	
4	2号機	復水脱塩装置硫酸ポンプ(B)出口圧力指示計の点検において、ダイヤフラム取付フランジ部に硫酸リークの痕跡が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
5	2号機	タービン止め弁監視用カメラ装置の点検において、信号ケーブルのカメラケース貫通部の絶縁ブッシングに破損が認められたため、当該ブッシングを交換	GⅢ	
6	4号機	タービン補機冷却系ポンプ(B)反カップリング側メカニカルシール部より水のリーク(4秒間に1滴程度)が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
7	5号機	変圧器防災設備の起動変圧器用放水配管ストレーナ入口圧力指示計内部に結露水の付着が認められたため、当該圧力指示計を点検・清掃	対象外	
8	5号機	変圧器防災設備の起動変圧器用放水配管ストレーナ出口圧力指示計内部に結露水の付着が認められたため、当該圧力指示計を点検・清掃	対象外	
9	5号機	循環水ポンプ(A)用電動機の冷却水出口圧力指示計内部に結露水の付着が認められたため、当該圧力指示計を点検・清掃	対象外	
10	6号機	「原子炉停止余裕検査」の検査用計器誤差計算書のうち、中性子計測系起動領域モニタ記録計の誤差計算書に一部記載漏れが認められたため、検査の有効性への影響を評価し、検査の判定基準に影響を及ぼさないことを確認及び当該計器の誤差計算書を改訂	GⅡ	
11	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット(38-27)のスクラム弁(V-126)のグラウンド部より水のリーク(約600cc、放射能濃度:1.88×10E-2(Bq/cm ²))が認められたため、当該部を点検・調整	GⅢ	
12	6号機	タービン建屋南東側非常扉の屋外面に塗装の一部剥離が認められたため、当該部を補修塗装	対象外	
13	6号機	タービン建屋主蒸気隔離弁室局所空調機近傍の機器ドレンファンネルに内部確認用ファイバーの外れが認められたため、当該ファイバーを点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）用補機冷却海水系ポンプ出口ストレナ差圧指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該差圧指示計を点検・修理	G III	
15	その他	気象観測設備の風向・風速計測装置（ドップラーソーダー）における風向・風速データの一部に欠測が認められたため、原因調査及び対応検討	G III	